

請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願の件名	<p>後期高齢者医療制度の充実を求める請願 〔請願趣旨〕</p> <p>来年4月より75歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が新たに実施されます。75歳以上の高齢者等は、現在加入している国民健康保険や健康保険等から、新設の後期高齢者だけの医療保険に組み込まれ、健康保険等の「扶養家族」として加入していた年収180万円未満の低所得者も含め、すべての高齢者が保険料を支払うことになります。</p> <p>新たな高齢者医療制度の財源は、公費5割、現役世代から支援金4割、保険料1割により賄われることになり、これまでの老人保険制度における問題点とされていた後期高齢者の医療費負担の内訳が明確になる一方で、多くの高齢者は負担が重くなることを非常に心配しています。</p> <p>低所得者に対する保険料の軽減や急激な負担増を避ける経過措置が講じられることとされていますが、高齢化の進行により、医療・介護を合わせた高齢者の負担は、今後ますます高くなることが予想されます。</p> <p>政府・与党は、これらの国民の心配に対し、高齢者医療費の窓口負担の1割から2割りへの引き上げ及び、被用者保険の扶養家族である75歳以上に発生する新たな保険料負担を凍結する方針を固めました。「凍結」は「解凍」を前提としたもので、国民の願いに答えるものではありません。多くの国民は「凍結」でなく中止・撤回を求めています。</p> <p>すでに11月13日時点で後期高齢者医療制度の見直しなどを求める意見書を可決した地方議会は295議会になりました。</p> <p>つきましては、貴議会におきまして下記事項につき地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を採択していただきますようお願いいたします。</p> <p>〔請願項目〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、高齢者のだれもが適切な負担で安心して医療が受けられるよう、保険料が過度な負担とならないよう、財政措置を含め必要な措置を講ずること。</li> <li>2、後期高齢者医療の新たな診療報酬体系については、必要かつ十分な確保ができるものとする。</li> <li>3、後期高齢者保険料滞納者への「資格証明書」の発行をやめること。</li> </ol>		

紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美
摘 要	